『印鑑登録制度』のごあんない
登録は正しい手続きで

最近、印鑑登録や印鑑証明に関する事件・トラブルが多発しています。印鑑登録は、個人の印鑑を公に登録印として証明する重要な手続きです。

市では、印鑑登録の手続きや印鑑登録証明書の交付には慎重を期しています。印鑑登録などの手続きは正しく行うようお願いします。

印鑑登録ができる資格や条件

■登録できる方
◇所沢市の住民基本台帳に記録されている方
◇所沢市の外国人登録原票に登録されている方
◎15歳未満の方と成年被後見人の方は登録できません。

■登録できる印鑑
◇注文で作ったもの
印影の大きさ　8㎜より大きく25㎜以下のもの
◎氏名の入ったものが望ましいが、氏または名のみでも登録できます。

■登録できない印鑑
◇機械で大量に作られたもの（認印等）
◇変形しやすいもの（ゴム、合成樹脂製等）
◇きずがついたものや外枠がないもの
◇本人の氏名であると判断できないもの

印鑑登録ができる課・施設

市役所1階・市民課、各出張所で登録できます（各出張所では、正午から午後1時までの間の取り扱いはできません）。なお、各市民課サービスコーナーでは登録できません。

手続きの方法

印鑑登録は、本人申請が原則です。手続きの厳密を期すために、本人の確認や登録意思を確認します。下図の「印鑑登録の手続き方法」を参照してください。

印鑑登録証の交付

印鑑登録が完了すると印鑑登録証（カード）を交付します。必要があればその場で印鑑登録証明書を発行します。

印鑑登録証明書は、市民課、各出張所、各市民課サービスコーナーで発行します。

注意事項

●印鑑登録証明書の交付を申請するには、印鑑登録証を必ずお持ちのうえ、交付申請書に必要事項（住所・氏名・生年月日等）を正確に記入してください。
●印鑑登録証がない場合は、印鑑登録証明書は交付できません。
●印鑑登録証は登録印と同様に大切なものです。ご本人が大切に保管してください。
◎フリーダイヤルで24時間対応の「テレホンガイドところざわ」もご利用ください（上記参照）。

問い合わせ　市民課（☎2998－9087・FAX2995－3190）

「テレホンガイドところざわ」利用方法
①0120－432－834（しみんに　やさし）へ電話してください。
②続けてご利用になりたい項目の番号をダイヤルしてください。
●印鑑登録するには……215
●印鑑登録証明書の請求…223
③案内が流れます。

印鑑登録の手続き方法

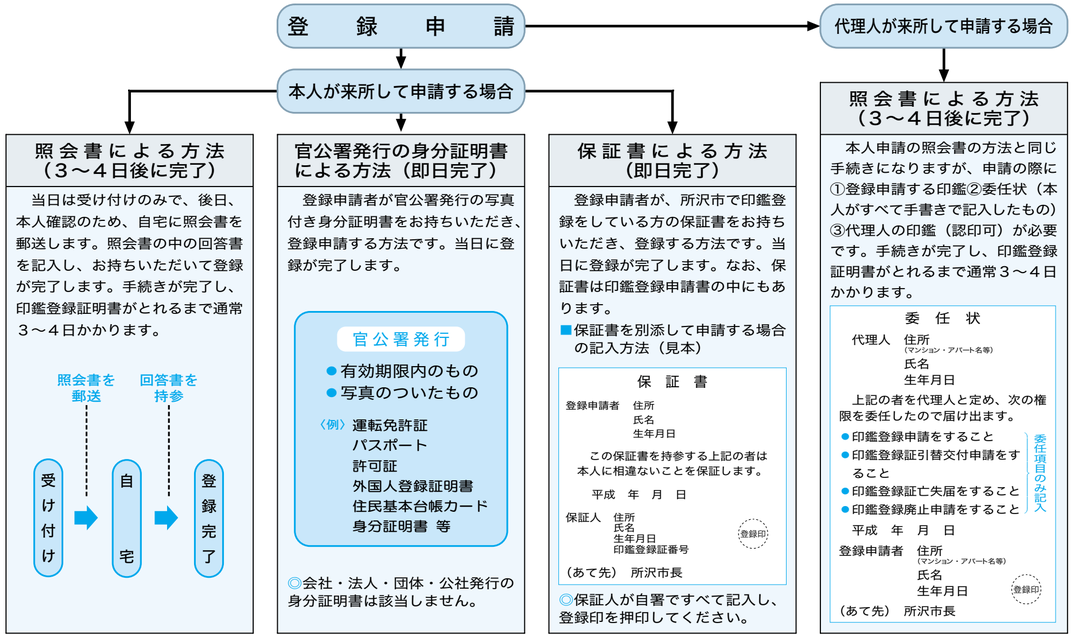

皆さんの善意

【愛の福祉基金】●SDA所沢キリスト教会様（40、350円）●早川成矢様（1万円）●さいしん所沢友の会様（10万円）●大聖寺売店様（17、350円）●大里葉覚一様（6、660円）●埼玉県美容業生活衛生同業組合所沢支部様（81、180円）●篠山公園グループ様（21、000円）●第11回所沢市民クリスマス実行委員会様（10万円）●上安松西婦人部様（5万円）●所沢市歌謡連盟様（25、780円）●手島利夫様（15万円）●中村直治様（10万円）

【所沢市社会福祉協議会へ】●所沢明るい社会づくりの会南地区様（車椅子・普通型6台）

【松原学園へ】●太誠産業株式会社様（ケーキ8個）

【松原学園、かしの木学園へ】●芝草宇宙様（60万円）

【老人福祉センター、老人憩の家の全12施設へ】●所沢西ロータリークラブ様（観葉植物12鉢、携帯浄水器12台）

【リサイクルふれあい館の事業発展のため】●所沢ファイバーリサイクルの会様（衣類ハンガーラック4基）

【女性センター・ふらっとの利用者のため】●所沢・生命と緑を守る会様（3万円）

【高齢者福祉の増進のため】●米倉基文様（あかざ草で作製した杖17本）

【広報業務発展のため】●有限会社カメラの山口様（カラーフィルム100本）

※1月11日から2月10日までの受け付け分です。ありがとうございました。

ご利用ください
就学援助制度と奨学金制度

◆◆◆ 就学援助制度 ◆◆◆

市では、経済的な理由から小・中学校にかかる費用でお困りのご家庭に対し、給食費・学用品費等を支給する援助制度を設けています。

対象世帯　市内小・中学校に通学している児童・生徒がいて、次のいずれかに該当する世帯
●生活保護を受けている世帯
●市民税の非課税世帯
●児童扶養手当を受けている世帯
●経済的理由でお困りの世帯（所得の目安：4人家族で380万円以下／目安の金額は世帯構成によって変わります）
◎このほか、特別な事情がある場合はご相談ください。

申請方法　4月15日㈭までに、小・中学校または市役所6階・教育総務課へ申請書を提出。印鑑、保護者名義の預金口座がわかるものを持参してください。

■平成16年1月2日以降に転入してきた場合
必要書類　収入のある家族全員分の次のいずれかを申請書に添付
●平成15年分源泉徴収票
●平成15年分所得税の確定申告書の写し（要受付印）
●平成16年度（平成15年中所得）住民税申告書の写し（要受付印）

◆◆◆ 奨学金制度 ◆◆◆

市では、市内に居住し、ご家庭の事情により修学困難な高校生に対して、次の奨学金制度を設けています。

●育英奨学金：4月から高等学校または高等専門学校に入学が決定、もしくは現在在学している素行良好・成績優秀な生徒が対象
●遺児奨学金：4月から高等学校に入学が決定、もしくは現在在学しており、不慮の災難などで両親あるいは父母のいずれかを亡くした素行良好・成績優秀な生徒が対象

支給額　いずれも月額5、000円
申込方法　3月31日㈭までに、①申請書②学校長の推薦書③誓約書④成績証明書⑤戸籍謄本（遺児奨学金申請者のみ）⑥平成15年中の所得を証明する書類を市役所6階・教育総務課へ提出

【⑥に該当する書類】
収入のある家族全員分の次のいずれかの書類
▼平成15年分源泉徴収票
▼平成15年分所得税の確定申告書の写し（要受付印）
▼平成16年度（平成15年中所得）住民税申告書の写し（要受付印）
◎提出書類の①申請書②学校長の推薦書③誓約書は、教育総務課で配布しています。また、市ホームページ（アドレスは表紙参照）からも入手できます。

なお、市内中学校でも配布していますので、高校入学決定者で、この制度の利用を希望する生徒は、在学校に申し出てください。

また、申し込みが多数の場合や収入の多い方については、認定できないことがあります。

問い合わせ　教育総務課（☎2998－9232・FAX2998－9128）

第9回所沢市国際交流フォーラム
～つながる心が世界をむすぶ～

所沢市国際交流フォーラムは、市内に暮らす約3,300人の外国籍市民と地域住民との交流の場として平成8年から始まりました。以来、外国籍市民と地域住民がお互いに理解し合い、仲よく暮らせるまちづくりを進めることを目的として毎年開催しています。

今回は、「つながる心が世界をむすぶ」をテーマに、市内に居住しているいろいろな国の人たちが出会い、交流の輪を広げていただく機会を提供します。

皆さんお誘い合わせのうえ、お気軽にご参加ください。

と　き　3月14日㈰／午後0時30分～3時30分（予定）
ところ　生涯学習センター・体育室
内　容　外国籍市民によるスピーチ、参加者の皆さんによる話し合い、国際電話の無料通話、世界のお茶コーナー等
◎直接会場へお越しください。
問い合わせ　所沢市国際交流フォーラム実行委員会事務局（コミュニティ推進課内／☎2998－9083・FAX2998－9162）

介護保険～訪問介護サービス～

Q：私たち夫婦と同居している母が要介護認定を受けています。母の部屋の掃除や衣類の洗濯に訪問介護サービスを利用できますか。

A：利用できる訪問介護（ホームヘルプサービス）には次の2通りがあります。
●身体介護…直接身体に触れて行う介護（食事・入浴・排泄等の介助）
利用対象　本人の心身の状況による
●生活援助…日常的な家事を行う援助（調理・洗濯・掃除等）
利用対象　①一人暮らしの場合②同居する家族などに障害・疾病または同様のやむを得ない事情がある場合
質問ではお子さん夫婦が同居しているため、②を参考に判断します。

Q：要介護の夫の世話をしながら商店を経営しています。私が忙しいときに、店の電話番や家族の食事の用意に訪問介護サービスを利用できますか。

A：生活援助は、利用者が自立した生活を送るための日常生活の手助けです。質問のように、仕事の手伝いや直接本人の援助に該当しない場合は利用できません（下記例参照）。
例　▶家族の洗濯や調理・買い物▶本人が使用しない場所・装飾品等の掃除や自家用車の洗車▶来客の応接（お茶や食事の手配）等

Q：老夫婦二人暮らしのため、犬の散歩が大変です。また、高所の神棚の掃除や窓ガラスの上部を拭くことができません。訪問介護サービスを利用できますか。

A：質問のように、訪問介護員（ホームヘルパー）が行わなくても日常生活に支障がない行為や日常の家事の範囲を超える行為については利用できません（下記例参照）。
例　▶ペットの世話▶庭の草むしり、花木の水やり▶植木の剪定などの園芸▶家具・電気器具等の移動▶大掃除▶室内家屋の修理▶特別な調理（正月・節句料理等）等
介護保険で提供できないサービスが必要な場合は、保険給付対象サービスと区分したうえ、利用者自身が費用を負担して訪問介護事業所に依頼したり、社会福祉協議会の家事援助や民間の配食サービス、シルバー人材センターのサービスを活用したりしましょう。
介護保険サービス利用料の9割は、皆さんの保険料や税金で賄われています。制度をよく理解して上手に利用しましょう。

問い合わせ　介護保険課（☎2998－9420・FAX2998－9410）

第3回所沢市生涯学習フェスティバル

所沢市官学連携事業・第1弾

シンポジウム
「好奇心は“学び”のはじまり」

とき／ところ　3月14日㈰・午前10時30分～午後0時30分／秋草学園短期大学
内　容　大学教育の展望を踏まえ、グローバル社会、少子高齢社会、生涯学習社会における地域との関わりを語る
出演者　早稲田大学人間科学部・同大学スポーツ科学部・日本大学芸術学部・秋草学園短期大学の各代表者、所沢市教育長
コーディネーター　フリーアナウンサー・露木　茂さん（早稲田大学客員教授）
定　員　当日先着350人
◎このほかにも、多数の催しがあります。
問い合わせ　生涯学習センター（☎2924－2954・FAX2924－2831）

市政通信

所沢産小麦を使った学校給食試食会を開催しました

▼1月19日㈪、パン用小麦の新品種「ハルイブキ」を学校給食に導入するため、昨年栽培したものを収穫し、中富小学校で試食しました▼また、地産地消の事業である「地場産野菜を学校給食へ」を一層推進するため、現況視察もあわせて実施しました▼現在、市と三富地域農業振興協議会は、市の代表的農作物であった小麦の作付拡大を推進しています。

「官学連携に関する基本協定書」に調印しました

▼1月21日㈫、市と市内にある早稲田大学人間科学部、同大学スポーツ科学部、日本大学芸術学部、秋草学園短期大学の各大学は、福祉・環境・教育・文化・芸術等の各分野において、相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に努める基本協定書に調印しました▼これを契機として、市と各大学は一層連携を深め、大学機関の有する専門的な「理論や技術」と市の行政活動における「実践」が融合した、より質の高いまちづくりを目指していきます。